

## 神戸市西区・ポスター公選法弾圧事件

# 不起訴要請書

神戸地方検察庁 島 宣満 検事 殿

貴神戸地方検察庁に神戸西警察署から送検されたポスター公職選挙法事件について、逮捕された男性を速やかに釈放し、不起訴を決定されるよう要請いたします。

本件は、参議院選挙も最終盤の7月9日早朝、神戸市西区桜が丘の住宅街で日本共産党の後援会員が街頭宣伝のために公選法で定められた選挙運動用ポスターを信号柱と道路標識柱に掲示したとして「公職選挙法（145条第1項）」違反容疑で神戸西警察署が逮捕した事件です。

選挙の街宣の間、有権者に何党の宣伝かわかるように、ポスターやのぼり旗を掲げることは、どこの政党でもやっていることです。短時間の宣伝の間、ポスターが倒れたり風で飛んだりしないように仮止めして、なぜ「犯罪」なのでしょう。

しかも私服の警官は、ポスターを仮止めする前から男性を見張っていました。そして、仮止めし終わるのを待ってから、パトカー3台と制服警官多数をよび、「これは違反だと言ってきました。そして、多数の警官で男性をむりやりパトカーに押し込んで逮捕したのです。もし、その私服警官が「男性の行為が公職選挙法に違反する」と思うのであれば、男性が作業をはじめた時点で、「ここへの掲示はやめてください」と言えばすむことです。

警察法2条1項は「犯罪の予防を警察の責務に挙げています。私たちは男性の行為を「犯罪」とは思いませんが、百歩ゆずってこれが「犯罪」であったとするなら、目撃した警察官と神戸西署の警察官は「犯罪」を予防するのではなく、「犯罪」をつくりあげているのかと問いたいところ。

こうした警察官の行為の方が、公務員の職権濫用による選挙の自由妨害罪（公職選挙法第226条）にあたる可能性があり、憲法そして国際人権規約からいっても不当なものです。一昨年、国際人権規約委員会は、日本国政府に対して、「政治的表明の権利やその他の活動を不当に制限している法律は撤廃すべきである」と具体的な是正勧告を行っています。まさに公職選挙法にあるビラやポスター、戸別訪問などの制限規定は、国際的には異常なものだと考えます。

市民たちの暮らしはたいへんです。切実な願いを実現するために政治のことを真剣に考えています。市民の真面目な選挙運動を逮捕するというのは許せません。

神戸検察庁が速やかに逮捕された男性の釈放と不起訴を決定され、再びこのような事件が起こされることのないよう要請いたします。

団体名

住 所